



基発 0306 第 2 号
令和 6 年 3 月 6 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について」の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進については、令和 5 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 3 号「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について」（以下「第 10 次粉じん」という。）によりお伝えし、ご配慮いただいているところです。

粉じんに対する保護具着用管理責任者については、別紙の別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の第 2 の 1 (1) に定める通り、平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」（以下「防じんマスク通達」という。）等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させるようお伝えしておりました。しかしながら、令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」の発出、及び同日付けで防じんマスク通達を廃止したことに伴い、従前の防じんマスク通達に基づく保護具着用管理責任者を選任することができなくなったところです。作業に適した防じんマスクの適正な選択、使用及び保守管理等については非常に重要であるため、今般、第 10 次粉じんの一部

を別紙のとおり改正し、「粉じん保護具着用管理責任者」を定め、これまでの防じんマスク通達に基づく保護具着用管理責任者と同様の運用を継続することとしましたので、ご配慮賜りますようお願いいたします。